

令和 4 年 10 月 1 日

工事材料調達共通特記仕様書

- 1 本件で調達する工事材料の品質、製造、供給、検査、検収等は下記特記事項で特に定められた場合のほかは、契約関係図書（緑政土木局土木工事標準仕様書・特記仕様書等）のとおりとする。
- 2 設計書・設計図及び特記仕様書に記載された事項は、土木工事標準仕様書に優先するものとする。

特記事項

- 1 妨害または不当要求に対する届出義務
 - （1）請負人は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、発注者へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
 - （2）請負人が前項に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。
- 2 緑政土木局における情報取扱注意項目に基づき、機密情報取扱業務の一部を第三者へ委託する場合は、再委託申請書を提出し承諾書の交付を受けること。